

定 款

株式会社文溪堂

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社文溪堂と称し、英文では、BUNKEIDO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 図書教材、書籍、雑誌、教科書、その他印刷物および電子データの企画、編集、出版ならびに販売、出版に関するコンサルティング業務
- (2) 映像・音声の企画・開発、製作ならびに販売
- (3) 教材、教具、学用品および機器備品、教育関連用品の企画・開発、製作ならびに販売
- (4) 玩具、手芸品、日用雑貨、娯楽用具、楽器および文具製品の企画・開発、製作ならびに販売
- (5) 運動具、健康増進機器、スポーツ用品、レジャー用品、防災関連用品および娯楽遊戯装置の企画・開発、製作ならびに販売
- (6) 精密機器、情報機器およびその周辺機器の開発、製作、導入支援ならびに販売
- (7) ソフトウェアの企画・開発、製作、導入支援ならびに販売
- (8) 通信教育および模擬試験などの企画、運営、指導、援助ならびに実施に関する業務
- (9) 学習塾およびその他各種教室の開設指導、援助ならびに経営に関する業務
- (10) 各種保険代理業
- (11) 農産物の栽培、研究開発および生産物の販売
- (12) 不動産の賃貸借、管理および仲介に関する業務
- (13) 各種イベントの企画、運営およびコンサルティング業務
- (14) 物品等の通信販売に関する業務
- (15) 倉庫業、荷役および物品の保管に関する業務
- (16) 経理、人事、総務、情報システムおよびそれらの関連業務の受託に関する業務
- (17) 関係会社および取引先に対するコンサルティングに関する業務
- (18) その他前各号に掲げる物品の輸出入
- (19) その他前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岐阜県羽島市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、15,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 か月以内に、臨時株主総会は、必要に応

じて隨時、取締役会の決議に基づいて招集する。

(招集者および議長)

第 13 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項に係わらず、会社法第 309 条第 2 項の規定による決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役の員数は、12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社の取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 当会社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

(代表および役付取締役)

第 21 条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって、選定する。

2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役名誉会長、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会において定める。

(取締役会の招集者、議長および招集通知)

第 23 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2 取締役会長が欠員の場合および取締役会長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

3 当会社の取締役会の招集通知は、取締役および監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。

(取締役会規程)

第 25 条 当会社の取締役会に関するその他の事項は、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 27 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役の員数は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠により就任した監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 31 条 当会社の監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 32 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会において定める。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 当会社の監査役会の招集通知は、監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 当会社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度および決算期)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎年 3 月 31 日を決算期日とする。

(期末配当金および中間配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

2 当会社は、取締役会の決議に基づき、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をなすことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 前条の期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない場合は、当会社は、その支払の義務を免れる。

2 前項の未払配当金には、利息を付けない。

麥	更	昭和 61 年 2 月 20 日
麥	更	昭和 63 年 2 月 25 日
麥	更	平成元年 2 月 27 日
麥	更	平成 2 年 2 月 27 日
麥	更	平成 4 年 6 月 26 日
麥	更	平成 6 年 6 月 29 日
麥	更	平成 7 年 6 月 29 日
麥	更	平成 10 年 6 月 26 日
麥	更	平成 14 年 6 月 27 日
麥	更	平成 15 年 6 月 26 日
麥	更	平成 16 年 6 月 29 日
麥	更	平成 18 年 6 月 29 日
麥	更	平成 21 年 6 月 25 日
麥	更	平成 27 年 6 月 25 日
麥	更	令和 4 年 6 月 23 日
麥	更	令和 5 年 3 月 2 日